

## 物件修繕請負契約約款

### (総則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、当該約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（別添の図面及び当該契約に係る質問回答書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、当該契約（当該約款及び仕様書を内容とする修繕の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の履行期間内に修繕し、甲は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 物件を修繕するために必要な一切の手段については、当該約款及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 当該約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、書面により行わなければならない。ただし、法令等に違反せず、かつ、甲が認める場合において、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。
- 5 当該契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 当該約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 当該契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 当該約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 当該契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 当該契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所において行うものとする。

### (権利義務の譲渡等)

- 第2条 乙は、当該契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、修繕物件及び第19条の規定による部分払いのための確認を受けたもの並びに修繕材料（製造工場等にある工場製品を含む。以下同じ。）のうち、第8条第2項の規定による検査に合格したものを第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第3条 乙は、修繕の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

### (下請負者の通知)

- 第4条 甲は、乙に対して下請負者の商号又は名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

### (特許権等の使用)

- 第5条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている修繕材料、施行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその修繕材料、施行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

### (修繕のための引取り)

- 第6条 乙は、修繕のため、当該物件の全部又は一部を乙の工場又は事務所等へ引き取るときは、甲が指定する職員の立会いのうえ、当該物件の検査の後、引き取らなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により甲から当該物件を引き取ったときは、履行期間満了日までの預かりを証する書面を甲に提出しなければならない。ただし、甲がその必要がないと認めたときは、当該書面の提出を省略することができる。

### (分解修繕)

- 第7条 乙は、修繕のため、当該物件を分解するときは、甲が指定する職員の立会いを求めて、これを行うものとする。ただし、甲が必要でないとするときは、この限りでない。
- 2 分解の結果、修繕の施行部分が仕様書と合致しないときは、甲に通知し、その指示に従うものとする。ただし、請負代金額又は履行期間その他契約内容を変更する必要があるときは、第12条の規定を準用する。

### (修繕材料の品質、検査等)

- 第8条 乙は、修繕材料の品質が仕様書に明示されていない場合は、中等以上又は修繕前の材料と均衡を得た品質を有するもので、甲が認めるものを使用しなければならない。
- 2 乙は、仕様書において甲の検査を受けて使用すべきものと指定された修繕材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 甲は、乙から前項の規定による検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

### (立会い及び修繕記録の整備等)

- 第9条 乙は、第7条に規定するほか、仕様書において甲が指定する職員の立会いのうえ施行するものと指定された修繕材料については、当該立会いを受けて施行

しなければならない。

- 2 乙は、甲が特に必要があると認めて仕様書において修繕材料又は修繕等の写真及び記録を整備すべきものと指定するときは、当該記録を整備し、甲の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。
- 3 甲は、乙から第1項の規定による立会いを求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 前項の場合において、甲が正当な理由なく乙の求めに応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、乙は、甲に通知したうえ、当該立会いを受けることなく、修繕を施行することができる。この場合において、乙は、当該修繕の施行を適切に行ったことを証する写真等の記録を整備し、甲の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第10条 甲が乙に支給する修繕材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する修繕機械器具等（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。

- 2 甲は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いのうえ、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、又は規格若しくは性能が仕様書の定めと異なり、又は使用に相当でないと認めるときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、速やかに甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。ただし、甲が必要ないと認めるときは、これらを省略することができる。
- 4 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 5 乙は、仕様書に定めるところにより、修繕の完了、仕様書の変更等により不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。
- 6 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品を滅失し、き損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、支給材料若しくは貸与品を原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(仕様書に不適合な場合の措置等)

第11条 乙は、修繕の施行部分が仕様書に適合しない場合において、甲がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。これにより請負代金額又は履行期間その他契約内容を変更する必要があるときは、次条の規定を準用する。

- 2 甲は、乙が第8条第2項の規定に違反した場合又は

修繕の施行部分が仕様書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認めるときは、修繕の施行部分を分解して検査することができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は、乙の負担とする。

(契約の変更)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ、契約変更通知書を乙に通知することにより、契約数量、履行期間、請負代金額その他の契約内容を変更することができる。

- 2 甲は、前項の契約内容の変更により乙が増加費用を必要とし、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。この場合において、甲は、当該負担額を乙と協議のうえ定めるものとする。

(乙の請求による履行期間の延長)

第13条 乙は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に物件を修繕することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明示した書面により履行期間の延長を求めることができる。

- 2 甲は、前項の書面の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、履行期間を延長するものとする。この場合において、甲は、履行期間の延長の日数を乙と協議して決定し、乙に通知しなければならない。

(甲の請求による履行期間の短縮等)

第14条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、乙に対して履行期間の短縮を求めることができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項に規定する履行期間の短縮について準用する。

3 甲は、当該約款の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、乙と協議のうえ、通常必要とされる履行期間の延長を行わないことができる。

- 4 前3項の規定により履行期間を変更した場合において、甲が必要と認めるときは、乙と協議のうえ、請負代金額を変更するものとする。

(所有権移転前の修繕物件に対する損害の負担)

第15条 所有権移転前に生じた損害は、仕様書に特に定めがない限り、すべて乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに起因するときは、甲の負担とする。

(第三者に及ぼした損害)

第16条 修繕の施行により第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(検査及び所有権の移転)

第17条 乙は、物件を修繕し、所定の履行場所に納入し

たときは、完了届を甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

- 2 甲は、前項の規定による完了届の提出を受けたときは、その日から起算して10日以内に甲の指定する検査員により乙の立会いのうえ、修繕物件を確認するための検査を完了しなければならない。
- 3 甲は、前項の規定による検査においては、必要に応じて破壊若しくは分解又は試験をして、検査を行うことができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は、乙の負担とする。
- 4 第2項の場合において、乙の事務所等が不明その他の事由により立会いを求めることができないうえ又は立会いを求めても立会わないときは、立会いのないまま検査を行い、乙は当該検査の結果に異議を申し出ることができないものとする。
- 5 乙は、第2項の規定による検査の結果、甲から修繕の手直しを求められたときは、直ちに当該手直しを完了し、再検査を受けなければならない。
- 6 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する手直しの完了及び再検査の場合に準用する。
- 7 第2項の検査の合格をもって、当該契約における修繕物件は、特に定めがあるものを除き、甲の所有に移転するものとする。

(請負代金の支払)

第18条 乙は、修繕物件が前条第2項の規定による検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に請負代金を支払わなければならない。ただし、特別な事情により乙の承諾を得たときは、45日以内に延長することができる。
- 3 甲がその責めに帰すべき理由により前条第2項の規定による期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の規定による期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

第19条 甲があらかじめ可分部分として、引渡しを受けべきことを指定した部分を修繕したときは、乙は、修繕の施行部分に係る請負代金を前条の規定により請求することができる。

- 2 前項の規定により分割して修繕する場合には、分割して履行する物件について、当該契約の各規定を準用する。

- 3 第1項による請負代金の算定については、仕様書の定めるところによる。ただし、特段の定めがないときは、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

(契約不適合責任)

第20条 甲は、引き渡された修繕物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対して修繕物件の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法について事前に甲の承認を得た場合は、その方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(談合その他不正行為に対する賠償額の予定)

第21条 乙は、当該契約について次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、請負代金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。当該契約を履行した後も同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（第3号において単に「排除措置命令」という。）が確定したとき。ただし、不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は除く。

- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（次号において単に「納付命令」という。）が確定したとき。

- (3) 乙が、排除措置命令又は納付命令に係る行政事件

訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合は、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、乙の代表者及び構成員であった者は、連帯して前項の額を甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定は、実際の損害額が同項に規定する賠償額を明らかに超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（賠償額の減免）

第22条 甲は、乙の独占禁止法第62条第1項の規定による納付すべき課徴金の額が同法第7条の4第1項から第3項まで及び同条の5第3項の規定により減免されたときは、前条第1項に規定する賠償金の額に当該減免率を乗じて得た額を当該賠償金の額から減額することができる。

（甲の任意解除権）

第23条 甲は、物件を修繕するまでの間は、次条又は第25条の規定によるほか、必要があると認めるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、当該賠償額は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（甲の催告による解除権）

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が当該契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく修繕に着手すべき時期を過ぎても履行に着手しないとき。

(2) 履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に物件を修繕する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙としての資格を欠くこととなったとき。

(4) 正当な理由なく第20条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、契約に違反したとき。

（甲の催告によらない解除権）

第25条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、

は、直ちに契約を解除することができる。

(1) 第2条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) 契約の全部の履行ができないことが明らかであるとき。

(3) 債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 経営状態が悪化したと判断する事実があり、かつ、乙の所在が不明であるため連絡することができないとき。

(8) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）、又は同条第4号に規定する暴力団員等（以下単に「暴力団員等」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(9) 第27条に規定する理由以外で乙が解除の申出をしたとき。

(10) 暴排条例第10条の規定による照会に対する神奈川県警察本部長からの回答又は神奈川県警察本部長からの通知等により、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が次のいずれかに該当するときは。

ア 暴力団員等であると認められたとき。

イ 暴排条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等（以下単に「暴力団経営支配法人等」という。）であると認められたとき。

ウ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反したと認められるとき。

エ 役員等（個人にあっては当該個人）又は経営に事実上参加している者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

オ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

カ 乙が、アからエまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第26条 第24条各号又は前条各号に規定する場合において、当該場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の催告による解除権）

第27条 乙は、甲が契約に違反した場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が当該契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第28条 前条に規定する場合において、当該場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約解除に伴う措置）

第29条 甲は、第23条から第25条まで又は第27条の規定により当該契約が解除された場合において、修繕の施行部分のうち検査に合格したものがあるときは、乙と協議のうえ、当該部分を甲の所有とすることができる。

2 前項に規定する検査において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、修繕の施行部分を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、当該検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 甲は、第1項の規定により甲の所有に移転したときは、これに相当する請負代金を第18条の規定を準用し、乙に支払うものとする。

（甲の損害賠償請求等）

第30条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に物件を修繕することができないとき。
- (2) 当該契約の修繕物件に契約不適合があるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、甲の指定する期間内に、違約金を支払わなければならない。

- (1) 第24条又は第25条の規定により契約が解除されたとき。
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰

すべき事由によって乙の債務が履行不能となったとき。

3 次の各号のいずれかに掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が、当該契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の規定による損害金の額は、請負代金額から修繕の施行部分のうち検査に合格したものに相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行期間満了日が到来した日における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（以下「債権管理法施行令で定める率」という。）で計算した額を請求するものとする。

6 第2項の違約金の額は、次に掲げる額の100分の10に相当する額とする。

(1) 単価による契約 予定数量に単価を乗じて得た請負代金額（複数の単価による契約の場合にあっては、この額の総額）から修繕の施行部分のうち検査に合格したものに相当する額を控除した金額

(2) その他の契約 請負代金額

7 第2項及び第6項の規定は、実際の損害額が同項に規定する違約金額を明らかに超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（乙の損害賠償請求等）

第31条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が、当該契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第27条の規定により当該契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 乙は、第18条の規定による請負代金額の支払いが遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、約定期間を経過した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。  
(契約不適合責任期間等)

第32条 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない修繕物件を甲に引き渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 第1項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

4 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

5 契約不適合が支給材料の性質又は甲の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙が、その材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(違約金等の徴収方法)

第33条 甲は、乙から違約金（第25条第8号又は第10号の規定により契約が解除された場合における第30条第2項に規定する違約金を除く。）、損害金又は賠償金を徴収する場合において、当該契約の契約保証金が納付されているとき（これに代わる担保が提供されているときを含む。）又は当該契約の債務があるときは、これを相殺し、又は充当することができる。この場合において、なお不足があるときは、別にこれを徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第21条の規定による賠償金を徴収する場合においては、契約保証金又は契約保証金に代わる担保をもって充当することはできないものとする。

(秘密の保持)

第34条 乙は、当該契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、当該契約が終了した後についても適用する。

(個人情報等の保護)

第35条 乙は、当該契約の履行に当たって個人情報（特定個人情報を含む）又は個人番号を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を遵守しなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第36条 乙は、当該契約の履行に当たって、暴力団、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等に該当する者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為を受けた場合は、遅延なく甲に報告し、かつ、所管警察署に通報するとともに捜査上必要な協力をしなければならない。

(補則)

第37条 当該契約に定めのない事項については、横須賀市の契約規則及び契約履行規則の定めるところによるほか、必要に応じて、甲及び乙が協議して定める。